

松江湖畔公園（岸公園）「便益施設（飲食店・売店）」運営事業者募集

公募型プロポーザル実施要項

1. 概要

松江湖畔公園（岸公園）※（以下岸公園）において、「便益施設（飲食店・売店）」を設置し、市民の憩いの場、観光客が訪れる観光スポットとして、岸公園や湖畔の魅力を高め、賑わいを創出する。本飲食店において、水辺の「癒しの空間」に相応しい飲食の提供を行うほか、湖畔への集客と賑わいの創出を担う事業者を募集する。

2. 松江湖畔公園（岸公園）の概要

- (1) 所在地 松江市袖師町
- (2) 設置者 松江市
- (3) 管理者 松江市
- (4) その他 駐車場8台、公衆トイレあり

3. 便益施設（飲食店・売店）の概要

- (1) 所在地 松江市袖師町（岸公園内）
- (2) 構造 鉄骨造 3棟（店舗棟・倉庫・東屋）
※別紙：配置図、平面図・求積図、立面図、断面図参照
- (3) 延床面積 12.68㎡ 3棟（4.34㎡×2棟、4㎡×1棟）
- (4) 設置者 松江市
- (5) 参考 社会実験（令和2年7月～令和4年1月）

※岸公園で夕日の見える日、夕日の時間帯に飲食店を営業。

R2年度（7月～3月）営業日数155日、1日平均商品販売数31杯

R3年度（4月～11月時点）営業日数134日、1日平均商品販売数27杯

※1日平均は、販売総数／営業日数

4. 応募資格

飲食店経営の経験・ノウハウがあり、岸公園や湖畔への集客、賑わい創出を担うことができるもので、以下のすべての要件を満たす団体（法人格の有無は問わない）または個人であること。

- (1) 松江市内に本社を置いていること
- (2) 同種の業務について経験年数が3年以上あること
- (3) 国税、県税、市町村税を滞納していないこと
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。）またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること
- (5) 飲食店営業許可を取得できること。また、食品衛生法及び他の法律に基づく行政処分を過去3

年間官公署から受けたことがないこと

(6) 本業務を再委託してはならない。申込者が直営するものであること

5. 営業条件

区分	条件
店舗名称	立地場所にふさわしいものとし、申請時に提案すること
営業開始	管理許可の日(令和4年4月1日予定)から令和4年5月31日までの間に営業を開始すること ※6.(4)管理許可の期間参照
営業日数、営業日及び営業時間	<ul style="list-style-type: none"> ・年間200日以上を基本とする。想定する年間営業日数や営業日の考え方を提案すること ※ただし特殊な事情は除く(松江市からの営業休止依頼など) ・営業時間は朝6時以降、夜9時までの間とし想定する営業時間を記載すること ※隣接する島根県立美術館営業時間については参考として下記記載 ・酒類の提供を希望する場合は、松江市と協議し、承認を得ること ・営業日、営業時間について、松江市から条件(営業休止など)を付することがある <p style="margin-left: 40px;">例：大規模イベント時及び感染症の感染防止等による営業休止依頼</p> <p><参考：県立美術館営業時間・休館日></p> <p style="margin-left: 40px;">10月～2月(10:00～18:30)・3月～9月(10:00～日没後30分) 毎週火曜日及び12月28日～1月1日 ※企画展等により変更あり</p>
設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・給排水設備(有・店舗棟のみ)、電気設備(有・店舗棟は100Vで最大5kw程度、倉庫は100Vで2kw程度。ただし、ケーブル延長による安定的な使用はこれより下がる可能性がある)、エアコン(無)、ガス設備(無) ・必要備品等(冷凍冷蔵庫・製氷機などの厨房機器、家具、食器等)については、出店者の責任による持込みとする ・持込備品等の修繕は、出店者の負担とする。ただし、火気を使用する設備の設置はできない ・立地場所にふさわしい店舗とするため、看板類の設置等にあたっては予め松江市と協議し、承認を得ること
メニュー(商品)	<ul style="list-style-type: none"> ・夕日や水辺を楽しむための「癒しの空間」にふさわしいメニュー(商品)とすること ・松江らしさを感じられるメニュー(商品)や特産品を用いたメニュー(商品)を提案すること ・飲食のメニュー及び価格の設定については、あらかじめ松江市と協議すること

<p>特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 魅力発信、イベント実施、来訪者へのおもてなし、観光客への情報提供などを通して、岸公園や湖畔への集客、賑わいを創出すること ② 店舗商品の飲食後のゴミの回収など公園内の清掃を行うこと（医師会館から西側の区域内）※別紙：松江湖畔公園（岸公園）平面図参照 ③ 酒類の提供を行う場合は、飲酒運転の注意喚起を行うこと ④ 防火・安全管理等、施設の運営及び維持管理のために必要な事項については松江市の指示に従うこと ⑤ 出店者の過失、管理上の不備において生じた設備等の障害、破損等の補償及び補修費用は、出店者の負担とすること ⑥ 営業に際して事故（食中毒等）が発生したときは、運営事業者の責任において処理するものとし、その際に発生した費用等についても出店者の負担とする。また、その内容及び対応状況を速やかに松江市の報告すること ⑦ 店舗内の清掃及び防犯対策は、運営事業者が行うこととする ⑧ 営業によって生ずる廃棄物は、すべて出店者が責任を持って処分すること。なお、廃棄物は公園内に残置しないこと ⑨ 各種法令、条例等を遵守すること ⑩ 松江市において整備工事等がある場合は協力すること ⑪ その他、上記事項に定めのない事項については、別途協議の上決定すること
-------------	--

6. 施設の運営形態及び使用料ほか

(1) 施設の使用形態

運営事業者は、当該便益施設の管理について、都市公園法第5条第1項の規定により、市の許可を受けて使用することになる。

(2) 施設面積 12.68㎡ ※別添：平面図参照

(3) 使用料ほか

① 松江市都市公園条例第14条の規定に基づき算定した使用料年額（土地・建物）約15万5千円（税込）を予定とする。

② 電気、上下水道料については、松江市が公園施設全体で契約するが、当該施設での使用量に応じた従量料金及び基本料金を請求する

③ 清掃、廃棄物処理は運営事業者が行う

④ 敷金、権利金、営業保証金等は要しない

(4) 管理許可の期間

当該便益施設の管理許可の日（令和4年4月1日予定）から令和5年3月31日までとする。
また、許可期間に関わらず、公益上必要なとき、または許可条件に違反したときは、都市公園法第27条第1項または第2項の規定により、管理許可を取消すことがある。この場合において、運営事業者が損害を受けることがあっても、松江市はその賠償の責めを負わないものとする。
なお、管理許可が取消されたときは、運営事業者の負担において、持込備品等の撤収を行い、指定期日までに返還することとする。管理許可期間の終了においても同様とする。

選定スケジュール(※予定)

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 実施要項等の提示 | 令和4年2月25日（金） |
| (2) 質問書の提出期限（提案者） | 令和4年3月7日（月） |
| (3) 質問書に対する回答期限（発注者） | 令和4年3月8日（火） |
| (4) 参加意思表明書提出期限 | 令和4年3月11日（金） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和4年3月22日（火） |
| (6) プレゼンテーション実施 | 令和4年3月25日（金） |
| (7) 選定結果通知（内定通知） | 令和4年3月28日（月） |

7. 質疑応答

質疑がある場合は、以下のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出書類

・ 質問書（様式1） **【提出部数：1部】**

(2) 提出期限：令和4年3月7日（月）17時まで（必着）

(3) 提出先：松江市観光振興部観光文化課

(4) 提出方法：持参・FAX・郵送・メール可

(5) 企画提案書の具体的な記載内容及び、評価基準に関する質問については受け付けません。質問を行った者の名称は公表しません。

(6) 回答期限：令和4年3月8日（火） 市ホームページに掲載

8. 参加申し込み

(1) 提出書類

・参加意思表明書（様式2） **【提出部数：1部】**

(2) 提出期限：令和4年3月11日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先：松江市観光振興部 観光文化課

(4) 提出方法：持参又は郵送

9. 企画提案書ほか必要書類の提出

参加意思表明書を提出した者は、企画提案書等を次のとおり提出すること。

（書類はA4サイズに統一）なお、提出した書類は返却しない。

(1) 提出書類

・誓約書（様式3） **【提出部数：1部】**

・募集申込書（様式4） **【提出部数：1部】**

・会社概要（様式5、団体のみ） **【提出部数：1部】**

・企画提案書（様式6） **【提出部数：7部】**

① 運営方針（店舗名及びコンセプト等）

② 提案内容（年間営業日数・営業日の考え方・営業時間、店舗の特色、演出方法）

③ サービス内容（夕日や水辺を楽しむための「癒しの空間」にふさわしく、また松江らしさを感じるメニュー、特産品を用いたメニュー、価格、内容（特徴）、酒類提供の有無）

※主なメニューの写真・イラスト等を添付

④ 岸公園や湖畔への集客や賑わい創出の企画（例：魅力発信、イベント実施、来訪者へのおもてなし、観光客への情報提供など）

⑤ 周辺の清掃、飲酒運転の注意喚起に関する取り組み

⑥ 運営体制（従業員数、衛生・安全管理体制等）

⑦ 経営見通し（収入・支出の1年間予測）

⑧ 類似・同種業務実績

(2) その他必要書類 **【提出部数：各1部】**

①定款又は寄附行為（団体のみ、法人以外の団体にあっては会則等）

②発行後3か月以内の登記事項証明書（法人の場合）

③発行後3か月以内の身分証明書（個人事業主の場合）

※身分証明書は、本籍地の市区町村において発行されます。

④営業に必要な許認可等の写し（既に取得済みの場合）

⑤当該団体の概要、過去3年間の事業報告書、収支決算書、貸借対照表、財産目録又はこれに準ずる書類

⑥国税、県税、市町村税について滞納（納期限が到来していないものを除く）がない旨の証明書

- (3) 提出期限：令和4年3月22日（火）17時まで（必着）
- (4) 提出先：松江市観光振興部 観光文化課
- (5) 提出方法：持参又は郵送

10. 選考方法と契約予定者の決定

(1) 選考方法

市による審査会において、プロポーザル参加事業者からの企画提案書等を書類審査し、以下の審査内容により合計点数の最高得点を得たものを本業務の優先交渉権者とする。

(2) 審査内容

- ・運営方針（店舗名、コンセプト等） 【配点：25点】
- ・飲食サービスの内容（メニュー、価格） 【配点：30点】
- ・岸公園や湖畔への集客、賑わい創出の企画内容 【配点：30点】
- ・運営体制／取組体制ほか 【配点：10点】
- ・これまでの実績ほか 【配点：5点】

(3) 審査結果と優先交渉権者の決定

- ① 審査結果については、企画提案書の提出者全員に通知する。
- ② 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、意見等は受け付けない。
- ③ 審査により選定された1者を、本事業の優先交渉権者とする。

11. 協定

優先交渉権者において提出された企画提案書の内容に基づき、実施する業務の詳細及び協定内容等の協議を行う。

協定内容の協議により市と優先交渉権者が合意した場合は、都市公園法第5条に規定する手続きにより事業の実施を認める。なお、優先交渉権者に本事業における失格事由等が認められた場合、市は協定を解除し次点のプロポーザル上位者と協定を締結することができる。

12. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に係る一切の経費は、参加者の負担とし提出書類は返却しない。
- (2) 書類に虚偽の記載があった参加者に対しては、指名停止措置等を行うことがある。
- (3) 提案書は1者1点に限る。また、提出後の資料の追加または修正等は認めない。
- (4) 提出書類は優先交渉権者選定のためにのみ使用し、他の目的には使用しない。
- (5) 本事業の優先交渉権者には協定の締結にいたるまで守秘義務を求めるものとする。
- (6) 本要項に定めのない事項については、別途協議の上決定する。

13. 応募及び問い合わせ先

島根県松江市末次町86番地 松江市役所第4別館1階

松江市観光振興部観光文化課 担当 武田、柏木

電話：0852-55-5214・FAX：0852-55-5634

E-mail：kankou-kakari@city.matsue.lg.jp